

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷五十三第

行發日一月九年七和昭

論叢

滿洲國稅制及其批判 法學博士 神戸 正雄

時差說覺書 文學博士 高田 保馬

船腹過剩問題の意義 經濟學博士 小島昌太郎

時論

沿岸漁業者問題 經濟學士 蜷川 虎三

研究

中央銀行の獨立性より見たる政府貸上金に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

總體經濟と個別經濟 經濟學士 大塚 一朗

幕末の財政紊亂について 經濟學士 大山敷太郎

ゼンエーリングの統一貸借對照表について 經濟學士 熊本 吉朗

說苑

爲替相場變動の原因について 法學士 正井 敬次

企業豫算制度の米國に於ける現状 經濟學士 山本安次郎

ブルタン氏の國家收入論 經濟學士 大谷 政敬

ゾンバルト教授の百貨店觀 經濟學士 堀 新一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

幕末の財政紊亂について (下)

——幕末特有の新經費續出を中心として——

大山 敷 太郎

七、長州征伐とその費用

幕末新經費として最後に擧ぐべきものに長州征伐のそれがある。これにおいて幕府はその全力を傾倒して、しかも一長州に勝つ能はざりしのみならず、却つて自己の無力頽廢を天下に暴露する醜態を演ぜしものであるが、その費用は決して輕々のものでなかつた。「外交餘勢」の記すところによれば次の如し¹⁾。

『御進發御入用凡積一ヶ月

一金五萬三千七百九十兩餘

一金二萬八千七百七十兩餘

一米二千八百四十八石六斗五升餘

一金三萬七千八百五十九兩三分餘

御供方之面々御手當方雜用并職人手當其外手當共

四百俵已下旅御扶持并石代渡

御供方精米秣其他品々渡

幕末の財政紊亂について

第三十五卷

四〇九

第三號

一一一

1) 「外交餘勢」(「海舟全集」卷九、二七二頁)

一金一萬三千八百七兩餘 御軍器其外御道具類新規御修覆其餘品々渡

一米千五百十九石三斗二升餘

藝地精米用意金分

一金四萬兩

小以×

米四千三百六十八石三斗餘

金十七萬四千二百三十五兩三分餘

一金三百十五萬七千四百四十六兩餘

御進發被仰出候節、御發途并大坂御滯留中于九月（廿五日、恐らく廿五日なるべし）より寅五月迄御供之御手當金旅御扶持方石代金其外

一金百二十一萬九千六百五十兩一分餘

寅六月より同十二月迄御進發御供之御手當金旅御扶持方石代金其外凡積

即ち、右によれば一ヶ月入用金十七萬四千餘兩、米四千三百餘石を要し、總計金四百三十七萬七千餘兩の巨額である。「連城紀聞」の記事にもこれに關して『大坂迄之御入用金五百萬兩と申事に候處、御發駕前此節迄に二百五十萬兩御拂切に相成候故、此末々右目當に而は引足申間敷哉と申事に御座候、御軍艦も大分損居候付、御武器初諸道具一緒に束ね可成丈御質素に而多分陸運爲御持之由に御座候』²⁾云々と見ゆるものがあつて、征長軍費の如何に莫大なりしかを想見せしむるに足る。又、文久三年大坂において勝海舟が時の勘定奉行立田主水正と隱密にその入費如何について問答せし時、勘定奉行の曰くに『前に上洛費の時、天守臺富士見寶藏の古金銀を以て其用に充られ、征長軍費其出る所を不知、今既に七十萬兩を費す、若如斯にして數ヶ月を経ば、家を傾け盡すも猶不足を生ぜば慨歎に不堪なり』³⁾云々とある。勘定奉行といへばいふ迄もなく幕政の

2) 「連城紀聞」三、(第一冊、三八〇頁)

3) 「海舟全集」卷九、二七二頁

樞機に參劄する者、その人の言にしてかくの如きを以て見れば、當時の財政状態が尋常普通のものでなく、紊亂全くその極に達せしものなることが知られる。

なほ、慶應二年六月、布衣以上之役人一役一人宛大廣間へ呼出し、老中稻葉美濃守より示達せる用途窮乏の演告なるものに次の如くいふ。曰く

『御進發に付去丑五月以來長々之御滞陣に候處、右御入費之義、如何にも莫大にて、役々被下物斗にても一ヶ月金十八萬餘之御出方にて、去丑五月より當節迄に而御手當筋而已に而も最早金三百萬兩程之御出方に有之、其餘之御入費は右に准巨萬之御金 御進發御用之爲に全く別物之御出方に相成、先年中より引續き格外御用途差湊、御勝手向御不如意之折柄、當節に至り候ては、御金御繰合方に確と差支、江府表に於ても此上當地え可差越御金にも差支、實に手段無之趣に付、同列一同當惑恐入罷在候……』

御勝手向之義は御勘定所之外、他役之者え相洩れ候は不宜趣に候得共、心配之餘無據何れも右之趣相談致し置候間、右趣旨は組支配末々に至迄何れもより精々申聞置候様被致候事云々と

右に『役々被下物斗にて一ヶ月に十八萬兩餘之御出方』といひ、『去丑五月より當節（即ち寅六月）迄御手當筋而已も最早金三百萬兩程之御出方に有之』云々とあるは前掲「外交餘勢」の數字と略々一致し、兩者の信憑すべきを思はしめ、且又『先年中より引續き格外御用途差湊、御勝手向御不如意之折柄、當節に至り候ては御金御繰合方に確と差支、江府表に於ても此上當地え可差越御金にも差支、實に手段無之趣に付、同列一同當惑恐入罷在候』云々といふ如き、前掲勘定奉行の概歎その他と彼此對照、何人と雖も今や府庫全く窮乏して、如何ともなし難きに立至れることを感ぜざるを得ないであらう。

4) 「開國起原」、下、「海舟全集」、卷二、五七六頁以下)

右を以て長州征伐の擧が、窮乏の極にありし財府財政にとつて頗る重大なる經費なりしことが判るが、かゝる莫大なる經費も結果としては全く無意義に終り、却つて自己の無力を天下に暴露し、幕府を財政的に破産せしめたるのみならず、天下に威信を失ひ自らの覆滅の重大原因となつたのである。然し乍ら、こゝに一言附加すべきは、この時に際して幕府當路者間において眞に乾坤一擲の意氣を以て局面の一大轉回を圖らんとする計劃ありしことこれである。即ち、幕府がフランスに託して軍資金及び軍艦の供給をうけ、以て、ひとり長州のみならず、他の諸強藩を窘め流弊に堪えざる封建の制を自ら打破し、新時代に適應すべき郡縣の制を樹てんと議ありしことは大ひに注目すべき事實である。これについて勝海舟の誌すところによれば、應應二年五月顯官某、密に彼に告げて曰く『邦家の形勢挽回途を絶す、唯一事あり、是必死の議なり、江戸今既に決す、佛郎西國より金幣幾許軍艦數艘を借りんとす、既に公使に談す、公使本國に告ぐ、其本國より一使の來るを待たり、今征長兵結て、不解、其進退の如き、内政用途缺乏如何共すべからず、唯此儀の成るを待、誠に危険の策、唯此機會に乘じ強藩一二を討ち、勝に乘じ他の大藩をたしなめ、封建の制を破らむ、是、絶對絶命の時也』云々と。然るにこの年暮フランス本國より謝絶の旨通知あり、これより幕府顯要の地位にあるもの、別に策なく、狼狽失望いふべからざる形勢となつたといふ。茲には右の如き密議ありしことによつて、用途缺乏如何ともすべからず、遂に外國に迄資を仰がんとさへ決意せしめし程、幕府財政の逼迫し盡せしことを指摘すれば足るであら

5) 「鷄肋」(『海舟全集』、卷九、二七一頁)

う。海舟『解難録』(慶應二年述)において、這間の事情を説いて曰く

「征長の擧起りしより以來、國財空費、城内の金庫皆一空、近く京師不隠、費用益々不足し、且歳暮に逼り收税すでに終れり、其集る處、兵賦金のみ、此金貨三百五六十萬、乍^レ然是兵隊軍艦の用に充るものにして、他に不^レ可^レ用、當此時一京師益々不隠、兵を集め彈藥を買ひ、その用途實に多くして、償之道無く、亦是を寛に成すの暇なし、是外人の不^レ知して諸官有司も亦察皆想像す、富士見台の金庫あり、萬一に當りては之を開きて用に應ぜむと、豈知らむ、空虛唯空箱幾許を存せりと^ハ、機密官吏頼む所、佛蘭西に金幣を借る事既に成らむとして不^レ成、此空想に因て一日を過ぐ、亦危急存亡之秋也」云々とかくの如くにして、その後幾許もなく、幕府は壊滅し去つたのであつた。

八、幕府の財政救済策概観

以上論述せるところを以て、幕末における幕府財政状態が如何に紊亂を極めたるものなりしかが略々明瞭となつたことと思ふ。元來、幕府財政の困難ならざりしは纔にその初期の間に限られその困難の度は時代の経過と共に益々甚しかつたものである。しかして、この趨勢にありし幕府財政が遂に全く收合すべからざる紊亂の極に達せしは、即ち、幾多重大なる幕末特有の新經費の續出なる一大衝擊によるものである。然らば幕府歴代の當局者はかゝる財政困難の事實に直面して、果して無爲無策たりしやといふに必らずしも然らず。即ち、幕府の財政救済策としては産業の開発殊に新田開墾の如き積極策、經費節減の消極策等盛んに勵行せられ、又いはゆる棄捐として債務切捨の如き非常策が斷行せられたこともあるが、就中、最も主要なるものは貨幣の改鑄によ

6) 「解難録」、五、(「海舟全集」、卷九、三三三頁)

7) この間の事情については、遠藤佐々喜氏「徳川氏非常用金銀分銅の研究(史學)、三卷、一號)参照

るものであり、御用金の賦課も亦輕視すべからざるものであつた。¹⁾ これらが夫々の意味において相當の效果ありしは否定することが出来ない。しかも、現存の矛盾に満ちたる封建社會の存續維持を前提とせる點において、遂に彌縫策たるに止まり、或は却つて種々なる惡影響を社會經濟上に及ぼしたものであつた。かくして、財政の困難は遂に匡救せられず、多少の效果も全く一時的たるに過ぎず、財政窮迫の事實は次第にその甚だしきを加へた。茲に幕府當局者がかゝる事實に直面して構じたる一々の財政救済策及びその効果について細説する餘裕なき故、主としてその代表的なる貨幣改鑄及び御用金の兩策について若干を窺つて見ることにする。

抑々、造幣權を獨占せる國家權力にとつて、貨幣の惡改鑄は大なる利益を得べき財政策であつて東西の史上屢々採用せられしところであり、我が國においても既に王朝時代にその先蹤を見る程であるが、もとより經濟界の正常を破りこれを惑亂に陥るゝ惡影響を免れ難い。幕府が財政窮乏に迫られその惡影響を顧みる違なくこれを斷行せしは實に元祿八年(西、一六九五)に始まる。即ちそのいふところ、各鑛山より産出の金銀大ひに減少し、世間通用の金銀に不足し、加ふるに幕府の經費非常に増加し、到底産出の金銀を以てこれに應ずる能はず、よつて在來の貨幣を改鑄してその不足を補はんと。²⁾ 然し乍ら、かくの如きはもとより一片の口實に過ぎない。新井白石は既にこれを明快に指摘して、慶長以來の金銀の法を改め、『金をば銀を雜造り、銀をば銅を増加候て天下通用の金銀を増され候由の申沙汰』なるも、その『眞實は慶長以來造出され候ほどの金銀の數

1) 本庄博士、「日本社會經濟史」、四三五頁以下

2) 内田博士「日本古代通貨史に關する研究」(「日本經濟史の研究」、上卷、三九五頁)、なほ例之、K. F. Eneberg; Ueber das ältere deutsche Münzwesen und die Hausgenossenschaften, 1879. (G. Schmoller; Staats- und socialwissenschaftliche Forschungen, II, 5) W. Schwinkowski; Das Geld- und Münzwesen Sachsens; Beiträge zu seiner Geschichte, 1918. C. Oman; The coinage of

其半を奪ふべきための術にて候ひき』云々と斷じてゐる。元祿八年より正徳元年迄十七ヶ年に改鑄は四回の多きに及び、これによつて幕府の得たる利益は實に凡そ五百萬兩の多きに及んだ。爾來幕府は財政救治の常套手段として好んでこれを用ひ、よつてその財政を補填したのであつた。徳川時代全體を通じて改鑄益金が果して幾許の額に達せしやは詳でないが、例之、寶永の改鑄に際して百二十萬兩、文政十一年より天保八年まで（西、一八二八—三七年）に九百萬八千兩、或は又文政元年より安政四年まで（西、一八一八—五七年）に一千七百九十六萬兩餘、この一ヶ年平均四十五萬兩の改鑄益金があつたといふ。しかして、「貨幣祕録」によれば天保三年より同十三年に至る十一ヶ年間に、一ヶ年として收支相償はず、幕府財政は常にこの改鑄益金によつてその不足を補つたがそれによるもなほ不足の年が三年あつた。即ち、天保十三年の如き、歳入百二十五萬兩餘に對して歳出は百九十六萬兩餘に及び、その不足七十萬兩餘を五十萬兩餘の改鑄益金を捻出して彌縫し、なほ二十萬兩餘の不足を示し、又その前年天保十二年の如き、百九十六萬兩餘の歳出に對して歳入は百九萬兩餘に過ぎず、歳入總額を突破する百十五萬兩餘の改鑄益金を以て二十八萬兩餘の剩餘を得たりとしてゐる。試みにこの十一ヶ年の改鑄益金を合計すれば七百五十五萬八千餘兩の巨額に達してゐる。由是觀之、改鑄益金なくしては全く財政を切盛する能はざりしこと明瞭である。しかして、これ、土地經濟による封建國家としての幕府財政組織に大なる變質を來せることを示すものに外ならない。然し乍ら、かくの如き財政策が早晚破綻すべきは勿論であり、その遂に改鑄益金を榨出する能はざるに及んで、幕府それ自身が壞滅したともいひ得られる。

England, 1931.

- 3) 「常憲院殿御實記」、卷三二(「徳川實記」、第四編、五〇五頁)
- 4), 5) 「白石建議」、四(「新井白石全集」、第六、一九二頁)
- 6) 黑板博士「徳川幕府の貨幣政策」(「地球」、二卷、一號)
- 7) 竹越與三郎氏「日本經濟史」(平凡社版)第六卷、六一九頁)
- 8) 中村勝麻呂氏「史學研究録」の第一、三二七頁

以上の如く、貨幣改鑄即ち良貨に代ふるに惡貨を以てしその差金を利せんとする政策は、幕府が元祿以來常套的に用ひたるものである。その利得の莫大なりし點よりみて一應その役割を果せしものゝ如くであるが、しかも、これが種々なる害毒を及ぼし、經濟界を混亂に陥れしことは非常なるものであつた。即ち價值標準たる貨幣の劣惡化が物價の騰貴を來せるは勿論、時を異にしてなされたる三貨の改鑄は、これが比價の極端なる變動を惹起し、賣買貸借上にも種々なる紛紜を生じた。^(註二)

(註二) 例之、元祿十五年(西、一七〇二年)以降屢々貸借賣買の訴訟は一々處理するの違なく、遂にこれを當事者双方の示談に任したるによつても、その混亂を察することが出来る。¹⁰⁾又當時の學者にして、この惡貨の弊害を論じたるものもとより尠くない。例之、太宰春台は元祿以降の惡貨について『此幣(元祿新銀)純銀にあらざるに因て偽造する者起りて士民欺を受る者多し』¹¹⁾といひ、殊に寶永四寶銀に關して『其色黑黯にして鏽を生じ、銀の本色失はれて鉛錫と少も異なることなし、民是を賤しむること土石の如し、國初以來の故銀は六十錢を以て金一兩に直し、一錢銅錢七八十文に直すを常とせしに、三寶四寶の惡銀になりては、直大に減じて八十四餘錢を以て金一兩に直し、一錢を銅錢四十文許に直す、茲に至て士民の患甚し』と説き、『三貨圖彙遺考』の著者草間直方も文政七年の一朱金が一個の重量三分八厘にして、金の含有量千分中僅に百二十三に過ぎざりしを評して『例無之一朱金の吹立』……『七分通は銀にて三分通りは金を吹交候而銀台之似せ小判之類色』¹²⁾といひ、『貨幣通考』の著者羽田正見は天保三年の二朱金について『始造之時は藥煎の力脱せず黄色儼然たる金なれども、稍々人手を歷るものは文字等都て高き處皆剝落し、金氣を見ず皎々たる銀色なり、是を以て鹵莽の徒は全く鑄金の銀幣なりと云に至る』とその粗雑さを難じ、更に天保八年の一分銀については『其實純量二匁三分あり、此頃行ふ所の二朱銀に比する時は每兩の重さ殆ど半す、官、厚顔、人意の表に出づ……銀は品甚下り銅に稍々銀氣あるのみ、久くしては銅青色を生じ、一塊石の如し』¹³⁾と慨してゐる。しかして、事實かゝる劣惡なる貨幣はその偽造變造極めて容易であつた。

9) 「貨幣通考」(「近古文藝溫知叢書」第五編、三九頁以下)

10) 「日本財政經濟史料」第六卷、財政之部、八七二頁以下

11) 「經濟錄」卷五、(「日本經濟叢書」卷六、一四一頁以下)

12) 「三貨圖彙遺考」卷三(「日本經濟叢書」卷二八、五二三頁)

13) 「吹塵錄」上(「海舟全集」卷三、四三一頁以下)

幕府はこの罪を犯すものに對しては死を以て臨んだが、¹⁴⁾ 皮肉にも鑄造貨幣中却つて品質良好のものもありしを傳へられ、又處刑場に牽かれゆく偽造犯人が聲高に『似せ金を作り出せし御仕置あらば、我々より屹としたる二本道具の御役人こそ罪重かるべし』¹⁵⁾と罵つたこともあつたと稱せられてゐる。以て、當時の實際を知るべきであらう。

右の如く惡貨發行は表面的・一時的には幕府財政を彌縫し得るの効果が大きであつて、寧ろこれなくしては切盛りし得ざる程重要なものであつたが、これが經濟界を混亂せしめ物價を騰貴せしめたることは、同時に益々財政的支出を増加せしむることとなり、次に述ぶべき借金政策たる御用金政策と共に自繩自縛の結果を招來せしめざるを得なかつた。

次に御用金とは徳川時代において國用の不足を補ふべく臨時且任意に課せられたる金錢上の負擔である。いはゞ一種の愛國公債とも見るべく、償還を豫定し又利子をも附するを通例とする。^(註三) これを命ぜられたる富豪はなるべく負擔を軽減せんとして百方嘆願してその減額を求め、かくてその指定高と實際の請高との間には往々にして大なる差違を來したが、しかも、幕府財政の窮迫に應ずべき重要な方策なりしことは否定すべからざるものがある。

(註三) 當時、御用金と相並んで盛んに行はれたるものに献金がある。兩者の性質は相類するも、根本的には償還條件の有無によつてこれを差別する。但、御用金中にあつても、その示されたる償還條件は往々にして實行を伴はず、或は後に至つて献金に變ぜしものもあつた。故にこの献金も亦窮迫せる幕府財政に貢献したのは勿論である。

即ち、例之、天保十四年大坂地方の請高は幕府指定高よりも百萬兩程の減額であつたが、しかも總額百十四萬兩餘に達し、慶應二年のそれは七百萬兩の指定高に對して、銀十七萬八千七百八

14) 「日本財政經濟史料」、卷二、五六六頁、五六八頁、卷六、四二〇頁等

15) 「甲子夜話」、卷二、(第一冊、二一頁)

十四貫餘に及んでゐる。しかして、この口數一千八百八人中には五貫目、七貫目等の小額のものを含み、幕府が如何に用金高を取纏めんと焦慮しつゝありしかを物語つてゐる。¹⁶⁾ 慶應元年丑五月、幕府當局よりの用金申渡書に次の如くいふ。¹⁷⁾

『近年海岸防禦之御手當筋并御本丸西丸共度々之御普請、其上去亥年以來兩度御上洛、其外舉而難算御用途打續候折柄、尙又今般御進發に付而、莫太之御入用付、爲御融通、江坂并御料所百姓町人之内身柄相應之者、且諸寺院至迄御用金被仰付候旨被仰出候、其方共之内には御城下に安住、家業永續致し御國恩之程相弁、先年方御用金差上又は上納金等相願候者も可有之候へ共、此度之儀は是迄とは譯柄違、實以不容易御入用筋に付家業之餘澤を以安樂に暮居候右様之御時節、聊之御奉公筋をも不相勤、徒に罷在候は無勿體義に有之、其方共儀身上向手厚之趣は常々相聞居候義に付、冥利之程も相弁、何様共繰合致し、際立出精可致候、右品に寄候而は出格之御賞譽も被有之候、尤、金高并納方之義、町年寄共方申渡候但、此度被仰出候御用金之儀は來寅年方十ヶ年に割合御下戻に相成候間此旨可存』云々

由是觀之、今や府庫全く窮乏して如何ともなし難く、膝を屈して町人に軍資金の融通を乞ひたる跡歴然たるものがあるであらう。しかも、餘りに屢々なる御用金の申付に對しては、如何に財力を以て誇る町人階級といへども、必らずしも唯々諾々たるを得ず、加之、幕府に對する不信頼は次第にその調達に困難を來さしめた。元治元年九月十日朝、大坂日本橋札場に現れたる張紙に次の如くいふ。¹⁸⁾

『(前略)公儀之恩は火盜之ニツ也、然に近來にせ浪士押入大金を盜候度々なり、少も誠忠慈悲の吟味なく、訴出候得ば、ぐつ々々をじけ、盜去候後を考へ參り騒す計り也、京都之大火は會賊、然も大砲を以て放火し、萬民を苦め、剩顯に不可言仕業有レ之由、京坂の町人共取引渡世を妨げ米薪と諸品は益々高値に相成候、是亦吟味無之、公義において何の恩か爲る三百年安堵之渡世は東照神君の鴻恩、今衣食は日月之恩也、當今之公義は萬民之寇也、公儀へ御用金出す馬鹿はなし、假令

16) 幸田(成友)博士、「日本經濟史研究」、四一三頁、四四八頁

17) 「連城紀聞」、三(第一、三八一頁)、「開國起原」下、「海舟全集」、卷二、五二二頁

18) 甲子雜錄七、(第二、一五六頁)

權威を以用金申立候共、怨る計なり、十分の一にねぎつて出すなれど、捨るよりも措きなり」云々

今、これを會津藩士、廣澤安任の私記「鞅掌録」¹⁹⁾に「三郎又米一萬俵を献ず、牛馬之を運する事三十日、威恩京師に溢れ、朝廷の倚頼も殊に甚し、良三郎等徵賤の身を以て政權を窃に執るを得るものは此がためなり」云々と記せる島津氏の威恩に比較すれば、幕威失墜の程知るべく、かくて財政窮乏を救ふべき御用金政策も次第に行詰らざるを得なかつた。慶應二年寅八月、大坂玉造における張紙中にも次の如く見えて、²⁰⁾ 這般の事情を想見せしむる。曰く

「……近來度々從公邊御用金被仰付、大坂市中町人一統困窮に至り、(原文ノマ)莫大之御入費も長防爲征伐無名之兵を起し、天下動亂之基を開き、萬民之塗炭を不顧民心暫も安き心なし」云々と

海舟がこの間の事情を説いて「亦内にしては聚斂盛にして市民日に離心す、用途空虛に乗じてしきりに用金之命あり、或は旗下に令して其祿の半を献ぜしむ、是を用ふる武備に非ず、常用日々に供して不足、其形勢を以て考ふれば敵軍來らすといへども都下之瓦解、久しかるべからず、今不測の變に當て人心恟々」²¹⁾云々と述べたるは、必らずしも誇張の言ではないであらう。

なほ、幕府の財政救済策として積極策たりし産業開發策もその主要なる新田開墾策にして、なほ搾取に惱める農民に對しては到底増大しゆく幕府の財政需要を満足せしむるに足らず、或は却て本田を荒廢せしむる結果となつた。殊に封建制度の本質上、かゝる自然力に依據すること大なる土地生産力を基礎とする以上、天災、就中饑饉の際には歳入を激減せしめられ、のみならず同時に救恤のために多大の出費を餘議なからしめらるゝ不利を伴つた。更に又消極策たりし經費節

19) 「鞅掌録」、一、(「會津藩廳記録」、文久三年、第三、三五三頁)

20) 「連城漫筆」、三(第一、四四六頁)

21) 「海舟日記」、慶應四年二月一日の條(「海舟全集」、卷九、一二〇頁)

減の如きも、多く、經濟社會の實情に即せざる爲政者の理想案たるに止り、徒らに時代の經濟的進展に逆行せんとする嫌あり、假令一時的にその効果あるも概して失敗に歸せざるを得なかつた。

九、幕府財政行詰の必然性（結言）

最後に、然らば幕府の財政は何が故に、しかく困難ならざるを得ざりしものであるか。以下、這間の事情を略述して蕪雜なる本稿の結びとする。

抑々、徳川幕府の始祖家康が天下に覇を制し得たる主要なる原因は、その非凡なる理財の才幹に求むべきである。彼は豊臣家の莫大なる遺金その他の沒收金を擁したる外、その持前たる消極的節儉政策を把持すると同時に、又外國貿易の伸張、鑛山特權の掌握、造幣權の獨占等々の積極的致富政策の敢行によつて、その財政を頗る豊富潤澤ならしむるを得た。この遺制をうけたる秀忠は守成の士であつて益々府庫の充實に努め、三代家光に至つて日光廟の大改築その他に財を散らすこと夥しかりしも、未だその財政には大なる影響がなかつた。これ、前代以來の金銀の産出依然豊富なりしこと及び諸侯の廢絶減祿等の結果、幕府の沒收せるもの尠なからざりしによるべく、又後に見る如き奢侈の風も未だ起らなかつた。しかして、次代家綱の治世に突如として起れる江戸、明暦の大火は莫大なる臨時費を要し、遂に幕府は大坂・駿府の貯銀を江戸に廻送すべく餘議なからしめられし程であつた。然し乍ら、前代の餘澤は當時府庫を全く窮迫せしむると迄に

は至らなかつた。然るに、五代綱吉以後幕府財政の窮迫は漸く顯著となつた。その原因たるや、天變地異の如き自然的なるものもあり、鑛山直營利益の減退、正貨の大流出、奢侈の普及その他による經費の大膨脹その他種々擧げらるべきも、就中その最も根本的なるものとしては、當時の社會・經濟組織そのものに内在せる矛盾に求めることができる。

人も知る如く、徳川幕府財政經濟の基礎は全く米穀に存してゐた。しかも、この殆んど唯一の正租として定められたる米穀が全國より徵收するものでなく、單に幕府直領地より收納するものに限られたることは頗る注目し得る。即ち、幕府がその収入は最大なりしとはいへ自己一個の大名たるに過ぎずして、實際において天下の政費を負擔せざるを得ざりしことは大なる矛盾であつた。幕政の初期においては前述の如き種々なる事情によりその財政頗る豊富であり、當時正租たる米穀による收納の如き寧ろ小額であり、この矛盾は未だ表面にあらはるゝに至らなかつた。然るに世の泰平と共に封建制度の積極的否定要素たる商工業の發達を招來し、土地經濟力の基礎に立つ封建的政治社會組織と根本的に相納れざる貨幣經濟の發展は上述せる諸事情と相俟つて益々その矛盾を擴大せしめた。このことは既に見たるが如く、幕末漸く多事、殊に對外的交渉の生ずるに伴ひ國防その他に莫大なる經費を必要とするに及んで愈々顯著となつた。茲においてか、從來の如き封建的なる社會・經濟組織の最早や維持すべからざることは識者の認むるところとなり、農を以て國を建つるの不可・不能を説き、全國的規模において徵すべき「商稅之法」を定め、

新興經濟力を支配する商工立國の方針を以て進むの急務なるを論ずるものあるに至つた。即ち、例之、「連城漫筆」の記事によれば、農を以て國を建つるの不利を説いて『元來地力は限り有もの也、地力に限有故に物産に限ある故に租税に限有、然るに世中の事は太平に隨ひ次第々々に事繁く入費も次第に増加する事限なし、限りある租税を以限りなき費用を出す、其勢ひ窮せざるを得不得、當然の理也』と經濟社會の進展にも拘らず、舊態依然たる衰耗せる土地經濟力のみを主要基礎とする封建國家税則の矛盾を指摘し、『是故に上必らずしも奢らず、下必らずしも怠らずといへども、上下俱に衰微を免れず』と論じ、更に、『當今の時勢を觀するに武備は元より急務也、然共其武備を整へんとすれば費用を民に取らざるを得不得、民より是を取れば、民怨み内亂の恐有、又民心を收んとすれば取立方緩やかに爲さざるを得不得、取立を寛にすれば武備整ふべき方略なし、故に武備を整ると民心を收むるとは、勢ひ桔槔の如く兩全すべからず、國に如此弊あるは敵をして乗すべき隙を得へしむるなり、農を以て國を立るの不利甚多し、然共今一變して商法を行ふ時は農稅悉く國庫日々に富むべし』云々と述べ、又、慶應元年三月、長州處分并諸政改革に關する某氏の建言中にも『當今御勝手御繰合等不容易御時節に付、難被行様相聞候得共、右御償には商稅之法、御立御座候得者、是式之義は聊以御心配無之、其余御勝手御充實は申迄も無之、御武備も十分相整候事に御座候、此商稅御取立之方法は實に富國強兵の基、西洋諸州皆此法にて國力を張候事に御座候』云々と論じて、この新法を斷行すれば『年貢之儀に付決而苦情無之、農民等も

1) 「連城漫筆」、四(「第二冊」、二四頁以下)

2) 「淀稻葉家文書」、第一冊、一九頁

信伏可仕」云々と税則の根本的變革による幕府財政の甦生を力説し、更に又、フランス公使ロセ
スがわが老中との應接に際して『國政之大本は、財源を立るに在り』として種々進言したるうちに
も『不才を淘汰して農商に歸し、生産を興へ無用之兵を養ふ勿れ』とて、遊閑徒食、無用の長物化せ
る武士階級を養ふところの謂れなき封建國家の徹底的解體を説きたる後、税法の根本的立替を述
べて、『商人を四等に分ち二分の税を爲納候(百分ノ二)、尤、等級は幾等に分候而も宜候』云々と
陳述せし如き、これである。

徳川時代、殊にその中期以後において封建國家の直接擔稅者として定められたる農民階級が、
その搾取によつて次第に困窮に赴き、これと反對に貨幣經濟の進展によつて町人階級が漸次金力
を蓄積して經濟的に有力となりしにも拘らず、原則として擔稅階級たらざりしことは公平負擔の
見地よりみて、頗る不合理なるものなりしはいふ迄もない。幕府當局者と雖も、もとより這間の
消息に蒙昧なりしわけではない。³⁾幕末において祖法を破却して、この經濟社會の進化に適應すべ
き幾多の新經濟政策を樹立せしは、實にこのためであつたのである。しかも、上述の如き税則、
延いては社會・經濟組織の根本的改革は實はいふべくして容易に行はれ得べきものではなかつた。
例之、既述せる横須賀造船所建設の議決せし時(元治元年)、フランス公使をわが官邸に招致し、論次
その莫大なるべき經費の點に及ぶや、公使の『造船所設立は主として貴邦全國の富強を圖る所以
なるを以て、宜く邦内列藩をして其經費を課出せしむべし』⁴⁾云々と提議せしに對して、老中は『今

3) 「同上書」、第二冊、二一四頁以下

4) 例之、安政三年八月、幕府學問所における時務策に関する一課題において、これを取扱つてゐる。(「大日本古文書、幕末外國關係文書」、第一四卷、七九八頁)

5) 本庄博士「幕末の新經濟政策」、(「經濟史研究、第一號」、同博士(近世封建社會の研究)、(「改造文庫」本、一一五頁以下)、

や凡百の費途陸續蹤を接するの日に於て造船所設立費百萬弗を支出するは其計實に容易ならず』と嘆じ、『貴説當れり』といひ乍ら『…只憾む、我國の制度之を許さざるを、況や方今の國情として幕府獨り其費用を負擔せざるを得ざるなり』云々と應えてゐる。以て當時の政情を知るべく、幕府當局者の苦衷察すべきものがあらう。しかも、この矛盾の解消は終局において大土地所有の基礎に立ち農民の搾取によつて維持せられたる封建制度そのもの、自己否定によるの外はなかつたのである。既に述べたるが如く、幕府首腦者の一部において、財政窮乏遂に如何ともすべからず、資を外國に仰ぎ、諸藩の勢力を削少することによつて、自ら流弊に堪えざる封建の制を破り郡縣の新制を布き、以て、我國を一團として、澎湃として押寄せ來れる資本主義的先進諸國に對峙せんと議さへ生じた。然るに、この起死回生的大密謀も、相手國の謝絶に遭ひて遂に成らず、こゝに財政的に全く行詰れる幕府は此夢破れて自らが壊滅し去つたのであつた。

徳川封建社會の崩壞原因は必らずしも一二に止るものではない。⁶⁾しかも、以上論述せしところを以てこれをみるに、財政の困難がその致命的固疾たりしことは殆んど疑がないであらう。しかし、その本質上まきに行詰らざるを得ざりし幕府財政は、これを打開すべき幾多の政策にも拘らず次第に窮迫を告げつゝあつたが、本稿論述せる如き幕末における幾多重大なる新經費の續出てふ一大衝擊は、これを紊亂の極に陥れ、遂に幕府そのものを壊滅せしめたるものであつたのである。⁷⁾

6) 「匏菴遺稿」、一〇三頁以下

7) 本庄博士、「近世封建社會の研究」(「改造文庫」本)、一三一頁以下